

告 示

埼玉県告示第千三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ春日部店

埼玉県春日部市南中曽根八百九十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社山助 代表取締役 山地潤

神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目一番一号 外計四者

（変更後）株式会社翔洋 代表取締役 布川正光

埼玉県さいたま市見沼区東新井七百十一百二 外計四者

ハ 変更年月日

令和六年三月一日外

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

